

「農地を活かし、地域を育てゆく」を合言葉に、地域の農業振興に取り組みます。

第 59 号

2024 年 2 月

くにたち 農業委員会だより

発行：国立市農業委員会

農地利用状況調査を実施しました。

農業委員会は、令和 5 年 10 月 10 日に市内の農地の総点検である「農地利用状況調査」を実施しました。

これは農地法に基づき農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図るため、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとされており、市の都市計画課職員、固定資産税係職員とも協力して、調査を行いました。

結果、雑草の繁茂、植栽の剪定ができていない、防草シートなどで耕作ができない状態など 13 件の指導対象農地がありました。指導対象の農地の所有者には、農業委員による口頭や文書による指導を行い、改善をしていただいています。

農地は生産緑地、宅地化農地も含めて税制上の優遇がされています。農地法には「農地を管理する方は、その農地の効率的利用と適正な管理を確保する責務がある」とされていますので、管理不全により課税変更などがされることの無いよう、法の趣旨に則って、日頃から農地の適正な管理をお願い致します。

(文：関 慎一委員)



▲出発前に経路の確認をする農業委員

表紙：農地利用状況調査当日の農地風景



▲稲刈りのやり方を児童に説明する農業委員

稲作体験学習会事業の稲刈りを実施しました。

令和5年10月24日(火)、市内8小学校の5年生児童550名による稲刈りが行われました。オープニングセレモニーの後、注意事項を聞き、3校ずつ田んぼに向かいしました。田んぼでは怪我をしないように稲の刈り方や、縛り方を聞いて2人一組になって刈る作業、縛る作業を交替で行いました。次第に上手に刈れるようになりましたが、縛るのは難しいようでした。作業中には、カエルやバッタ、ネズミまで現れて大変な賑わいでした。最後は稲束を掛け干して作業は終了しました。

11月1日(水)に農業委員会で脱穀を行い、玄米で464キログラム、精米で404キログラムになり、精米は各校に届けることができました。

ご協力頂きました関係各位の皆様、子どもたちへの温かいご指導を感謝いたします。

(文：小鹿倉 薫 委員)



▲2人一組で稲を結ぶ



▲束ねた稲のはざかけする



▲稲刈りから1週間後、農業委員で脱穀



●くにたち野菜シールをご利用ください。

国立市産の農産物に使えるくにたち野菜シールをご存知でしょうか。くにたち野菜の目印として定着しているくにたち野菜シールです。農産物の販売に、是非ご活用ください！

➡市役所3階52番農業振興係、城山さとのいえで配布しております。



▲サイズ 大：40mm×25mm
小：30mm×20mm

●農地を相続したい、農地を転用するには届出が必要です。

農地を相続した場合

農地法第3条の届出

所有権の移転が伴わない場合

農地法第4条の届出

所有権の移転等を伴う場合

農地法第5条の届出

➡市役所3階52番農業委員会事務局までお問い合わせください。TEL042-576-2111(内線 346)



第46回国立市農業まつりが開催されました。

令和5年11月11日(土)・12日(日)の2日間、秋晴れのもと国立市役所西側広場を中心に「国立市農業まつり」が開催されました。市役所1階ロビーでは農産物の品評会が行われ、農家の方々の他、市民の皆様からも自信作が多数出品されました。今年は、播種期の猛暑、天候不順で色々ご苦労されたにもかかわらず、見事な野菜や果物が出品され厳正に審査されました。

市役所西側広場では、JA みどり国立地区青壮年部による野菜の販売、JA みどり職員による模擬店、国立市商工会女性部のけんちん汁等の販売、その他、飲食の協力出店もあり、いずれも大盛況でした。また、例年好評企画の農業委員会によるブルーベリー等の苗木の無料配布、JA みどり国立地区朝顔・鉢物生産部によるパンジー・ビオラの無料配布も大人気でした。展示物では、農業委員会活動のパネル展示や、JA みどり国立地区野菜生産部による「宝船」も好評でした。引き続き、「このまつりを楽しみにしている、農業まつりにまた行きたい」と思ってもらえるようなまつりにしていきたいと思います。国立市農業まつりを通して国立市民の方々に、都市農業を理解していただくという目的は達成できたと思います。

各団体の関係者の皆様のご協力により大盛況で終えることができました事を感謝申し上げます。

(文：佐伯 正弘 委員)



▲宝船の製作を手伝う農業委員



▲農業委員会による苗木の無料配布



▲農業委員会活動展示



▲農産物品評会



▲くにニャン・みーどりと一緒に農業まつりを盛り上げました

国立市で認定新規就農者第1号が誕生しました。

令和5年度は認定農業者1名の再認定と、認定新規就農者1名の認定を行いました。

認定新規就農者とは、新たに農業を始める方(農業経営を開始して5年以内)が作成する青年等就農計画を国立市農業基本構想への照らして市が認定する農業者です。



▲永見市長と認定新規就農者の中村早緒理氏

くにたちの農を担う

認定農業者紹介 vol.6

佐藤 英明さん（坂下地区）

今回ご紹介する佐藤さんは、昭和初期より梨を栽培する「梨さとう園」の園主です。野菜栽培にも注力されながら、日々研究と実践を重ね、高価値の農産物を消費者に届けていらっしゃいます。またご自身の営農に加え、東京都エコ農産物認証の取得や、東京都指導農業士としての人材育成活動等を通じて、都市農業を守り育てるためにも、日々精力的に取り組まれています。佐藤さんの農地では、市民をはじめ、サポーターとなる方々の姿が多く見受けられる点が非常に印象的です。「人のつながりを大切にした都市農業」を体現されている佐藤さんに、様々なお話をお伺いしました。

■営農の特徴についてお聞かせください。

主力品目の梨は現在8品種で、毎年全国のお客様に発送しています。ありがたいことに口コミでお客様が増え続けており、リピーターとなって下さる方も多く、大変励みになっています。一方で野菜は「貴重種や新品種」の栽培に拘っており、消費者のニーズを先取りしています。高価値の農産物をお届けするため、作業内容や使用資材の微調整など日々トライアンドエラーを重ね、最適な手法を発見しています。気温の上昇や農業用資材額の高騰、宅地化の進展など、私たち農家を取り巻く様々な環境が変化し続ける中、同じ農法を続けるだけでは、高価値の農産物をお届けすることが難しいと考えています。

■特に大切にしている考えは何でしょうか。

農地面積の少ない都市部においては、生産拡大により農地を守り続けていくことは困難ですが、市民の方々が身近に存在する農地に感じる付加価値は非常に多様であり、ここに都市部だからこそ展開できる経営のヒントがあります。たとえば同じ農産物の販売でも、さとう園では収穫物だけでなく株売りも行っています。消費者の方は、定期的に圃場にいらっしゃることで、作業工程を学ぶ楽しみを収穫物とともに持ち帰ってくださいます。また児童生徒の皆さんをはじめ、様々な方を圃場見学にご招待する際には、食育や野菜のメカニズム等に対する知的好奇心の高さを強く感じます。こうした需要に応え続けることで、結果的に私のことを知っていただける方、新たに消費者になってくださる方が増えていくのだと思います。



▲4月上旬、梨の受粉作業を行う国立市援農ボランティアの皆さん



▲佐藤英明さん（左）、佐藤幸也さん（右）

■援農ボランティアの実績をみても、佐藤さんは市民の方との結びつきが特に強いように感じます。

さとう園では平成12年から現在に至るまで、非常に多くの援農ボランティアの方々にご活躍いただいています。長く継続する上では、携わってくださる一人ひとりの立場を尊重することを忘れず、互いに信頼関係を築くことが、何より大切と感じます。個人的には、生産から販売までの一連に参画できる点で、農業とボランティアとの親和性は非常に高いと感じています。作業に参加する度に作物の生長を目の当たりにできるため、自身が栽培に携わった喜びもより一層です。作物とご自身のスキルの成長を重ねてくださっている方



▲収穫した「稲城」は手のひらより大きい

もいらっしゃるのではないのでしょうか。いずれにせよ、非常に熱量を感じますし、さとう園にとってボランティアの方々は必要不可欠な存在です。こうした市民参加は、さらに

市民の関心と呼ぶ「きっかけ」になります。私自身の営農面でも非常に助かり、励みになる一方、都市農業全体においても、地域内で市民の方が農業を通して活躍されることは、とても重要なことです。

■今後の営農については、どのような展開を考えていますか。

消費者やサポーターとなって下さる方々の立場に常に立ちながら、良い人間関係を続けられるよう注力していきたいです。需要を満たすサービスや志が呼び水となり、新たなサポーターとの繋がりが生まれていきます。都市農業は課題面がクローズアップされがちですが、逆に意欲的な農家や市民、また他産業の方々とも連携しやすい、これほどない強みも存在しています。私自身もわくわくしながら挑戦しています。

■ありがとうございました！